## 第20号の3様式記載の手引

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所	
	  等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合に	
	は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	す。	
6「事業種目」	■ / ° ・	
	ます。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記	
7 「会地土現在の次十人の短刀は	載し、主たる事業に○印を付して記載してください。 前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載し	次十人の頻フは川次人の
7 「前期末現在の資本金の額又は		
出資金の額」	ます。なお、()内には、当該事業年度開始の日から6月を経	
	過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してく	
	ださい。	の額の計算に関する明細
	* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人	1
	に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日	じて記載します(かっこ内
	の前日現在の資本金の額又は出資金の額を()内に記載し	は除きます。)。
	ます。	
8「前期末現在の資本金の額及び	前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の	資本金の額及び資本準備
資本準備金の額の合算額」	額の合算額を記載します。	金の額は、法人税の明細書
		(別表 5 (1)) の「Ⅱ 資本
		金等の額の計算に関する明
		細書」に記載したところに
		準じて記載します。
9 「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	載します。	
	(1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第292条第1項第4号の2口	
	に定める額	
	  (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準	
	用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で	
	除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、	
	1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
	* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8	
	第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間	
	の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた	
	ときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、	
	分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載 します。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
11 [2004]	た金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法		
人税割額④」	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
Fish I state to	額を記載します。	And the state of t
12「算定期間中において事務所等 を有していた月数⑤」		算定期間中に事務所等又
	し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は寮等の新設又は廃止があ
		った場合には、その月数に
		は新設又は廃止の日を含み

ı		1
		ます。
(5)	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は	均等割の税率区分の基準
13「円× <u>。</u> ⑥」	切り捨てた金額を記載します。	は、「前期末現在の資本金
	(2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の	の額及び資本準備金の額の
	⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」	合算額」又は「前期末現在
	欄の金額を記載します。	の資本金等の額」のいずれ
		か大きい方の額を用いま
		す。
14「当該市町村分の均等割の税率	当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在にお	
適用区分に用いる従業者数」	ける事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設	
	又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在	
	における従業者の数を記載します。	
	* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人	
	に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日	
	の前日現在の従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明	(1) ⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年	2以上の市町村に事務所
細」(⑨から⑩までの各欄)	度の確定申告書に記載した金額を記載します。	等を有する法人の⑱の欄
	(2) ⑨の欄は、前事業年度の確定申告書に記載した第20号様式	は、⑩の欄の金額に⑨の欄
	の⑤の欄の金額を記載します。	のかっこ外の金額に対する
	(3) ⑱の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度の法人税	同欄のかっこ内の金額の割
	割の税率を乗じて得た金額を記載します。	合を乗じて得た金額を記載
	(4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑯までの	します。
	各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別	
	表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内	
	源泉所得に対する法人税額及び同号口に掲げる国内源泉所得	
	に対する法人税額の合計額を記載します。	
16「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係	
	る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
17「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税	
けようとする税額」	額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式に	
	よる届出書に代えようとするものが記載します。この場合にお	
	いて記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
18「指定都市に申告する場合の⑥	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。	11以上の区に事務所等又
の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。	は寮等を有する場合には、
	(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	この欄には記載せず第20号
	(3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間の末	様式別表4の3を添付して
	日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。	ください。
	なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期	
	間の末日現在における従業者数を記載します。	